

〒100-0014

東京都千代田区永田町2丁目3番1号

国

代表者内閣総理大臣高市早苗殿

ご通知

前略

当職らは、相嶋■■■■氏相嶋■■■■氏及び相嶋■■■■氏（以下「通知人ら」といいます）の代理人として本書を呈します。

通知人らの被相続人である亡相嶋静夫氏（以下「亡相嶋氏」といいます）は、大川原化工機株式会社（以下「大川原社」といいます）の顧問を務めていたところ、大川原社が制作した噴霧乾燥器が、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます）の規制物件に当たり、経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの外為法違反（同法48条1項、69条の6第2項2号）の嫌疑で、逮捕、勾留されました。東京地方（簡易）裁判所の裁判官が発した勾留状、接見禁止決定、勾留延長決定、勾留更新決定及び保釈請求却下決定（本書末尾の「裁判官の処分一覧表」のとおり。以下、併せて「本件各処分」といいます。）により、約11ヶ月に及び違憲・違法な身体拘束を受け、勾留執行停止中に進行胃がんにより死亡しました。

亡相嶋氏は、令和2年3月11日に逮捕されました。当該逮捕状は、大川原社が製造した噴霧乾燥器が、外為法の規制物件に該当するとして、「罪を犯したと疑うに足りる相当な理由」があると判断しました。しかし、一件記録上、規制物件該当性についての捜査機関の解釈の根拠は明らかでなく、乾熱によって装置内の細菌の一部を死滅し得るに過ぎない噴霧乾燥器が規制物件に該当すると認めるに足りる証拠資料は存在しませんでした。加えて、亡相嶋氏は、平成30年10月以降、約1年半にわたり、任意捜査に全面的に協力しており、多数の証拠物件は既に保全され、大川原社の関係者に対して任意取調べが多数回行われていました。そのため、亡相嶋氏が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由も存在しませんでした。安定した生活基盤を有していた亡相嶋氏が逃亡すると疑うに足りる相当な理由もありません。そのため、逮捕状を発付した裁判官において、一件記録上、亡相嶋氏が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由及び逮捕の必要性がないことを認識することができたのであり、裁判官による逮捕状発付は合理性を欠くものです。

さらに、逮捕に引き続く勾留決定、勾留更新決定、保釈却下決定も、本件各処分をした裁判官において、一件記録上勾留の理由及び必要性がないこと、あるいは権利保釈に該当する事由があることを認識することは可能であり、少なくとも、各裁判官が憲法31条及び憲法34条後段に

基づき、適切な事実の取調べ（刑訴法43条2項、刑訴規則33条3項）をしていれば、これらを容易に認識することができました。

上記に加え、亡相嶋氏は、令和2年9月下旬の時点では、貧血の症状を発症し、輸血が必要な状態となりました。同年10月には、胃がんの告知をされています。勾留中に、亡相嶋氏の体調が著しく悪化し、身体拘束を継続すれば生命に重大な危険が及ぶ状況にあったことを踏まえれば、少なくとも裁量保釈（刑訴法90条）すべきであったと言えます。

本件各処分は、裁判官が、各判断時点において、裁判官が現に入手し又は入手し得た証拠資料を総合勘案すれば、本件各処分の要件に該当しないことを容易に認識できたにもかかわらずこれを看過してなされたものです。本件各処分は、いずれも故意又は重過失によるものであり、国家賠償法1条1項の適用上違法な処分です。

本件各処分を行った裁判官らは、公権力の行使に当たる国家公務員であり、その職務執行には重大な違法性があります。

違憲・違法な身体拘束により、亡相嶋氏は筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被っただけでなく、早期治療の機会を逸したことで延命の利益を侵害され、死亡を早められました。これを慰謝するに足りる金銭は、1億円を下りません。通知人らは、亡相嶋氏の相続人として、損害賠償請求権のうち、■■■■氏が5000万円、■■■■氏及び■■■■氏が各2500万円を相続により取得しました。

加えて、最愛の家族が不当な容疑をかけられたまま、身体拘束の不安の中で命を落としていくのを目の当たりにし、深刻な精神的打撃を受けました。通知人ら固有の慰謝料請求権として、その額は各自2000万円を下りません。

また、■■■■氏は、最愛の夫が勾留されたことにより、亡相嶋氏の勾留中、■■■■市の自宅から東京拘置所まで頻繁に面会に通うことを余儀なくされました。面会の回数は、20回以上に及び、交通費は11万9200円を下りません。

よって、通知人らは国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金合計1億6011万9200円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めます。

本書到達後14日以内に、速やかに下記口座に1億6011万9200円をお支払いください。

本書到達から14日以内にお支払いいただけない場合、法的手段への移行を検討せざるを得ませんので、あらかじめご承知おきください。

草々

記

銀行
種類
口座番号



口座名義 預り金弁護士城使洸司
(アズカリキンベンゴシジョウシコウジ)

令和8年1月30日
通知人ら代理人
弁護士 高野 隆
弁護士 谷口太規
弁護士 井桁大介
弁護士 趙 誠峰
弁護士 吉田京子
弁護士 城使洸司
弁護士 南里俊毅
弁護士 拝地旦展
弁護士 矢内太道

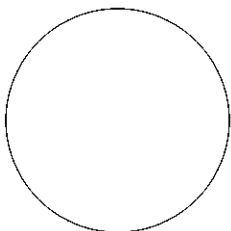
裁判官の処分一覧表

- 1 令和2年3月11日 外為法違反の被疑事実（第1事件）で逮捕状発付 岡野清二
- 2 令和2年3月13日 第1事件につき勾留及び接見禁止決定 世森ユキコ
- 3 令和2年3月17日 第1事件の勾留決定に対する準抗告棄却決定 吉崎佳弥、井下田英樹、池田翔平
- 4 令和2年3月19日 第1事件につき勾留延長決定 島田一
- 5 令和2年3月27日 第1事件の勾留延長決定に対する準抗告棄却決定 石田寿一、家入美香、一社紀行
- 6 令和2年4月8日 保釈請求却下決定 遠藤圭一郎
- 7 令和2年4月15日 保釈却下決定に対する準抗告棄却決定 蛭田円香、坂田正史、島尻大志
- 8 令和2年5月21日 勾留更新決定 藤井俊彦

- 9 令和2年5月21日 外為法違反の被疑事実（第2事件）で逮捕状発付 長野慶一郎
- 10 令和2年5月28日 第2事件につき勾留及び接見禁止決定 宮本誠
- 11 令和2年6月1日 第2事件の勾留決定に対する準抗告棄却決定 品川しのぶ、深野英一、渋谷俊介
- 12 令和2年6月5日 第2事件につき勾留延長決定 岡田佳子
- 13 令和2年6月9日 第2事件の勾留延長決定に対する準抗告棄却決定 小林謙介、西山志帆、松村光泰
- 14 令和2年6月23日 保釈請求却下決定 遠藤圭一郎
- 15 令和2年6月23日 勾留更新決定 宮本誠
- 16 令和2年7月3日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 楡井英夫、赤松亨太、竹田美波
- 17 令和2年7月22日 勾留更新決定 本村理絵
- 18 令和2年8月24日 勾留更新決定 藤井俊彦
- 19 令和2年8月31日 保釈請求却下決定 宮本誠
- 20 令和2年9月16日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 蛭田円香、島尻大志、佐藤みなど
- 21 令和2年9月23日 勾留更新決定 佐藤薫
- 22 令和2年10月2日 保釈請求却下決定 本村理絵
- 23 令和2年10月21日 保釈請求却下決定 牧野賢
- 24 令和2年10月22日 勾留更新決定 大伴慎吾
- 25 令和2年11月19日 勾留更新決定 本村理絵
- 26 令和2年12月4日 保釈請求却下決定 三貫納隼
- 27 令和2年12月17日 保釈請求却下決定に対する準抗告棄却決定 守下実、家入美香、一社紀行
- 28 令和2年12月21日 勾留更新決定 藤井俊彦
- 29 令和2年12月28日 保釈許可決定に対する検察官準抗告認容決定 佐伯恒治、室橋秀紀、名取桂
- 30 令和3年1月21日 勾留更新決定 道垣内正大

差出人 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館3階
後藤・しんゆう法律事務所

弁護士 城使洸司



証明文が印刷されます

